

令和5年3月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

議案第28号	福島市立幼稚園預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・2頁～
議案第32号	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・5頁～
議案第33号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・11頁～
議案第34号	福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・15頁～
議案第35号	福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・17頁～
議案第36号	福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・21頁～
議案第37号	福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・26頁～
議案第16号	令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）	・・・30頁～

こども未来部

議案第28号 福島市立幼稚園預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件【議案書142頁】

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

幼児教育・保育の無償化の対象となる市立幼稚園預かり保育料に係る給付方法を変更するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

市立幼稚園で行う預かり保育について、実施園や利用料金などについて定めるもの。

3 条例改正の主な内容

第4条第1項にただし書きを追記し、無償化の対象となる児童が預かり保育を利用した場合の納付額について、無償化制度として支給されるべき施設等利用費を除いた額に変更し、保護者の負担を軽減する。

4 条例の施行日

令和5年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(預かり保育料等) 第4条 預かり保育を受ける園児の保護者は、園児1人につき、日額300円を預かり保育料として納付しなければならない。ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定を受けた保護者又は同法第30条の5第7項の規定により施設等利用給付認定を受けたとみなされた保護者の、小学校就学前子ども(同法第6条の「小学校就学前子ども」をいう。)のうち同法第30条の4第2号に該当する者に係る施設等利用費の給付について、市長が同法第30条の11第3項の規定による支払を受けるときは、市長は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の6第2項第2号に規定する額に相当する額を除いた額(当該額が0円を下回る場合には、0円とする。)を徴収する。</p>	<p>(預かり保育料等) 第4条 預かり保育を受ける園児の保護者は、園児1人につき、日額300円を預かり保育料として納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行し、施行の日以後に福島市立幼稚園預かり保育に関する条例第4条第2項に規定する納付の期限を迎える福島市立幼稚園預かり保育に関する条例第4条第1項に規定する預かり保育料について適用する。</p>	

【参考資料】（議案第 32～37 号）条例改正の概要一覧表

*○…改正あり –…改正なし

条例の名称等		市内 施設・ 事業者 数	改 正 内 容								
			① 安全計画の 策定等 【義務化】	②自動車を行つる場合の 所在の確認【義務化】		③他の社会福祉施設を 併設時の設備及び 職員の基準 (インクルーシブ保育) 【緩和】	④業務継続計画の策定等 【努力義務化】		⑤職員配置に 係る特例 (看護師等の 配置特例) 【緩和】	⑥懲戒権 関係規定 削除	
施行日		—	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1		R5.4.1	R5.4.1			R5.4.1
(議案第 32 号) 児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準を 定める条例	保育所	45	○	○	○ (R6.3.31 まで 経過措置あり)	○	○	○	○	○	
	助産施設	なし	—	—	—				—		—
	母子生活 支援施設	1	○ (R6.3.31 まで 努力義務)	○	—				—		—
(議案第 33 号) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例		22	○	○	○ ※居宅訪問型を除く (R6.3.31 まで 経過措置あり)	○	—	○	—	○	
(議案第 34 号) 特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例		92	—	—	—	—	—	—	—	○	
(議案第 35 号) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例		96	○ (R6.3.31 まで 努力義務)	○	—	—	○	○	—	—	
(議案第 36 号) 幼保連携型認定こども園の 学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例		10	—	—	—	○	○	—	○	○	
(議案第 37 号) 幼保連携型認定こども園以外の こども園の認定の要件を定める条例		5	—	○	○ (R6.3.31 まで 経過措置あり)	—	—	—	○	—	

議案第32号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書149頁】

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

[児童福祉施設…助産施設、母子生活支援施設及び認可保育所をいう。]

【施設数】・助産施設：なし ・母子生活支援施設：1施設 ・認可保育所：45施設

3 条例改正の主な内容

(1) 安全計画の策定等【義務化】

- ・ 第7条の2を新設し、児童の安全確保を図るため、助産施設を除く児童福祉施設に対して次の事項を義務付ける。
 - ① 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
 - ② 安全計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること
 - ③ 保育所は、保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること
 - ④ 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと
- ・ 改正附則第2項を新設し、母子生活支援施設については、上の事項を令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置を設ける。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認【義務化】

- ・ 第7条の3を新設し、バス送迎等における安全管理を徹底するため、児童福祉施設に対して次の事項を義務付ける。
 - ① 自動車で児童を移動させる際は、乗車及び降車時に、点呼等確実な方法により、児童の所在を確認すること
 - ② 保育所は、送迎用自動車を日常的に運行するときはブザー等の見落とし防止装置を設置し、降車時に所在の確認を行うこと
- ・ 改正附則第3項を新設し、ブザー等の設置について困難な事情がある場合の経過措置（令和6年3月31日まで）を設ける。

(3) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（インクルーシブ保育）【緩和】

第10条を改正し、保育所が他の社会福祉施設を併設している場合に、保育室等施設特有の設備及び入所者の保護に直接従事する職員の一部を、その保育に支障がない場合に限り、併設の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることを認める。

(4) 業務継続計画の策定等【努力義務化】

- ・ 第13条の2を新設し、感染症流行時等に業務継続を図るため、児童福祉施設に対して次の事項を努力義務とする。
 - ① 感染症や非常災害発生時の業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
 - ② 業務継続計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること
 - ③ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと
- ・ 第14条を改正し、児童福祉施設に対して、感染症や食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的実施することを努力義務とする。

(5) 保育所の職員配置に係る特例（看護師等の配置特例）【緩和】

附則第6項を改正し、当分の間、乳児4人以上を入所させる保育所において看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例に

ついて、乳児の在籍人数の要件を撤廃するとともに、乳児の在籍人数が3人以下の場合には、保育の質を保つため、別途次の要件を課すこととする。

- ① 子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置すること
- ② 保育士による支援を受けることができる体制を確保すること

(6) 懲戒に係る権限の濫用禁止【削除】

児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、第13条を削除し、懲戒権に関する規定を削除する。

4 条例の施行日

- (1)～(5)：令和5年4月1日
- (6)公布日から

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p><u>第13条の2 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p><u>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3・4 (略) 附 則 1～5 (略) (保育所の職員配置に係る特例) 6 第36条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受け</u>ることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>7～13 (略) 附 則 1 (略) (安全計画の策定等に係る経過措置) 2 <u>この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第1項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、同条第2項中「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、同条第3項中「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置) 3 <u>改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所</u></p>	<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3・4 (略) 附 則 1～5 (略) (保育所の職員配置に係る特例) 6 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>7～13 (略)</p>

改正後	改正前
は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。	

議案第33号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書152頁】

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

[家庭的保育事業等…家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の4類型あり、0～2歳の子どもを主に保育する事業をいう。]

【事業者数】・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業：なし ・小規模保育事業：20事業者 ・事業所内保育事業：2事業者

3 条例改正の主な内容

(1) 安全計画の策定等【義務化】

- ・ 第7条の2を新設し、児童の安全確保を図るため、家庭的保育事業者等に対して、次の事項を義務付ける。
 - ① 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
 - ② 安全計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること
 - ③ 保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること
 - ④ 定期的安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認【義務化】

- ・ 第7条の3を新設し、バス送迎等における安全管理を徹底するため、家庭的保育事業者等に対して次の事項を義務付ける。
 - ③ 自動車で児童を移動させる際は、乗車及び降車時に、点呼等確実な方法により、児童の所在を確認すること
 - ④ 居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等は、送迎用自動車を日常的に運行するときはブザー等の見落とし防止装置を設置し、降車時に所在の確認を行うこと
- ・ 改正附則第2項を新設し、ブザー等の設置について困難な事情がある場合の経過措置（令和6年3月31日まで）を設ける。

(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（インクルーシブ保育）【緩和】

第10条を改正し、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設している場合に、保育室等施設特有の設備及び児童の保育に直接従事する職員の一部を、その保育に支障がない場合に限り、併設の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることを認める。

(4) 衛生管理等【努力義務化】

第14条を改正し、家庭的保育事業者等に対して、感染症や食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的に実施することを努力義務とする。

(5) 懲戒に係る権限の濫用禁止【削除】

児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、第13条を削除し、懲戒権に関する規定を削除する。

4 条例の施行日

- (1)～(4)：令和5年4月1日 (5)公布日から

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u> <u>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び</u></p>	<p><u>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u> <u>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福</u></p>

改正後	改正前
<p>職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>社施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

議案第34号福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【議案書155頁】 幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設（給付費の支給に係る施設となる教育・保育施設）及び特定地域型保育事業（給付費の支給に係る事業となる地域型保育事業）の運営に関する基準を定めるもの。

[地域型保育事業…家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。]

【施設・事業者数】

（特定教育・保育施設）70施設（内訳：幼稚園10施設、認可保育所45施設、認定こども園15施設）

（特定地域型保育事業）22事業者（内訳：小規模保育事業20事業者、事業所内保育事業2事業者）

3 条例改正の主な内容

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止【削除】

児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、第26条の削除と第50条の改正を行い、懲戒権に関する規定を削除する。

4 条例の施行日

公布日から

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>

議案第35号 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【議案書157頁】 こども政策課

1 条例（一部改正）の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

【施設数】 放課後児童クラブ：96施設

3 条例改正の主な内容

(1)安全計画の策定等【義務化】

- ・ 第6条の2を新設し、利用者の安全確保を図るため次の事項を義務付ける。
 - ①安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
 - ②安全計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること
 - ③保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること
 - ④定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと
- ・ 改正附則第2項を新設し、上の事項を令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置を設ける。

(2)自動車を運行する場合の所在の確認【義務化】

- ・ 第6条の3を新設し、バス送迎等における安全管理を徹底するため、次の事項を義務付ける。

①自動車を利用者を移動させる際は、乗車及び降車時に、点呼等確実な方法により、利用者の所在を確認すること

(3)業務継続計画の策定等【努力義務化】

・ 第12条の2を新設し、感染症流行時等に業務継続を図るため、次の事項を努力義務とする。

①感染症や非常災害発生時の業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること

②業務継続計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること

③定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

・ 第13条を改正し、感染症や食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的実施することを努力義務とする。

4 条例の施行日

令和5年4月1日から

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(安全計画の策定等に係る経過措置)</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用について、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p>	

議案第36号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件【議案書160頁】

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

児童福祉法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

【施設数】10施設

3 条例改正の主な内容

(1) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（インクルーシブ保育）【緩和】

第14条を改正し、幼保連携型認定こども園が他の社会福祉施設を併設している場合に、保育室等の設備及び園児の保育に直接従事する職員の一部を、その保育に支障がない場合に限り、併設の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることを認める。

(2) 業務継続計画の策定等【努力義務化】

第14条を改正し、感染症流行時等に業務継続を図るため、幼保連携型認定こども園に対して次の事項を努力義務とする。

- ④ 感染症や非常災害発生時の業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
- ⑤ 業務継続計画を職員に対して周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること。
- ⑥ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと。

(3) 職員配置に係る特例（看護師等の配置特例）【緩和】

- ・ 附則第11条を新設し、当分の間、看護師等を1人に限って、保育教諭等に代わって従事できる特例を設けるとともに、乳児の在籍人数が3人以下の場合には、保育の質を保つため、別途次の要件を課すこととする。

③ 子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置すること。

④ 保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保すること。

※ 保育所と同様に幼保連携型認定こども園においても、国通知によって、乳児の在籍人数が4人以上の場合に、看護師等を1人に限って保育教諭等として保育に従事できることとされていたが、これを明記するとともに、乳児の在籍人数の要件を撤廃したもの。

- ・ 附則第12条を新設、並びに第13条を改正し、上の特例の適用に当たり、従事する業務の制限と、保育教諭等に代わって従事する者の総数を基準上配置が必要な人数の3分の1以内とする制限を設ける。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止【削除】

児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、第14条を改正し、懲戒権に関する規定を削除する。

4 条例の施行日

(1)～(3)：令和5年4月1日 (4)：公布日から

5 新旧対照表

改正後	改正前
(児童福祉施設基準条例の準用) 第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条第1項、第9条、第11条、第12条、第13条の2、第15条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条、第34条第7号、第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の	(児童福祉施設基準条例の準用) 第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条第1項、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条、第34条第7号、第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる

改正後			改正前		
左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第12条	入所中の児童	園児	第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第13条の2第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	第13条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	及び	並びに		入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児		当該児童	当該園児
第15条第1項	第10条	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条	第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		第10条	幼保連携型認定こども園基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条
(略)			第15条第1項	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援		(略)	
	入所している者	園児	(略)		
(略)			(略)		

改正後			改正前		
第39条	保育所の長	<u>認定こども園法第14条第1項に規定する園長</u>	第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している乳幼児	園児		入所している者	園児
	、保育	、教育及び保育	(略)		
			第39条	保育所の長	園長
				入所している乳幼児	園児
				、保育	、教育及び保育
<p>2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。</u></p>			<p>2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p>		
附 則			附 則		

改正後	改正前
<p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>12 <u>前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p>13 <u>前4項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>

議案第37号 福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【議案書162頁】

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼稚園型認定こども園や保育所型認定こども園など、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるもの。

[幼稚園型認定こども園…主に、認可幼稚園と保育機能施設を併設し、保育機能施設に入所していた子どもを引き続き併設の幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う認定こども園をいう。

保育所型認定こども園…0歳以上の保育を必要とする子どもと、満3歳以上の保育を必要とする子ども以外の子を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可保育所をいう。]

【施設数】 幼稚園型認定こども園：5施設、保育所型認定こども園：なし

3 条例改正の主な内容

(1) 自動車を運行する場合の所在の確認【義務化】

- ・ 第10条を改正し、バス送迎等における安全管理を徹底するため、次の事項を義務付ける。

⑤ 自動車で子どもを移動させる際は、乗車及び降車時に、点呼等確実な方法により、子どもの所在を確認すること

⑥ 送迎用自動車を運行するときはブザー等の見落とし防止装置を設置し、降車時に所在の確認を行うこと

- 改正附則第2項を新設し、ブザー等の設置について困難な事情がある場合の経過措置（令和6年3月31日まで）を設ける。

(2) 職員配置に係る特例（看護師等の配置特例）【緩和】

- 附則第6条を新設し、当分の間、看護師等を1人に限って、保育士に代えることができる特例を設けるとともに、乳児の在籍人数が3人以下の場合には、保育の質を保つため、別途次の要件を課すこととする。

⑤ 子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置すること。

⑥ 保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。

- 附則第7項を改正し、上の特例の適用に当たり、保育士に代わって従事する者の総数を基準上配置が必要な人数の3分の1以内とする制限を設ける。

4 条例の施行日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理運営等) 第10条 認定こども園は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u> (9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより</p>	<p>(管理運営等) 第10条 認定こども園は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(7) (略)</p>

改正後			改正前		
<p>一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第5条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
(略)			(略)		
附 則 第5項	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保	幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める	附 則 第5項	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保	幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める

改正後			改正前		
	育士の資格を有する者	者		育士の資格を有する者	者
附則第6項	第5条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等			
<p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 改正後の第10条第9号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同条同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて第10条第8号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。</p>					

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）

こども政策課

（単位 千円）

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
19 ～	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	子ども・子育て基金積立金	15,000			15,000 (寄附金)		<p>1. 目的 子ども・子育て基金への積立金を追加するもの。</p> <p>※子ども・子育て基金 次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、安心して子育てができる環境づくりに資する事業が実施できるよう平成26年に基金を造成。</p> <p>2. 当初予算額 1,033千円（寄附見込額+利子見込額）</p> <p>3. 寄附実績（令和4年度） 件数 4件 総額 15,302,200円</p> <p>※令和4年3月末現在の基金残高 285,213千円</p>

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）

こども政策課
(単位 千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明																		
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源																			
19 ～	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	国庫支出金返還金	116,949	-	-	-	116,949	<p>○令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る国庫補助金について、事業費確定により生じた返還額を補正するもの。</p> <p>★事業内容</p> <p>(1) 対象事業 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金</p> <table border="0"> <tr> <td>ひとり親世帯</td> <td>2,207世帯</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>1,163世帯</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,370世帯</td> </tr> </table> <p>(2) 事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>給付金</td> <td>268,450千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>24,202千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>292,652千円</td> </tr> </table> <p>(3) 補助金</p> <table border="0"> <tr> <td>受入済額</td> <td>409,601千円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>292,652千円</td> </tr> <tr> <td>返還額</td> <td>116,949千円</td> </tr> </table>	ひとり親世帯	2,207世帯	その他の世帯	1,163世帯	合 計	3,370世帯	給付金	268,450千円	事務費	24,202千円	合 計	292,652千円	受入済額	409,601千円	執行額	292,652千円	返還額	116,949千円
ひとり親世帯	2,207世帯																											
その他の世帯	1,163世帯																											
合 計	3,370世帯																											
給付金	268,450千円																											
事務費	24,202千円																											
合 計	292,652千円																											
受入済額	409,601千円																											
執行額	292,652千円																											
返還額	116,949千円																											

子育て世帯生活支援特別給付金

◆支給対象者

(1) ひとり親世帯

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ② 年金等の受給により児童扶養手当を受給していない者
- ③ 家計急変により児童扶養手当受給者と同等の事情にあるもの

(2) その他子育て世帯

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給する非課税者
- ② 令和3年4月から4年2月までの出生等により、新規で児童手当または特別児童扶養手当を受給する非課税者
- ③ ①②のほか、対象児童を養育する下記のいずれかに該当する者
・非課税者または家計急変により非課税と同等の事情にある者

◆対象児童 18歳以下の養育児童（障がい児は20歳未満）

◆支給金額 対象児童一人当たり50,000円

議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）

こども家庭課
(単位 千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳			
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源
◇繰越明許費補正（追加）						【議案書 P68】			
款	項	事業名	金額	繰 越 理 由					
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設等改修等補助金	12,426	青葉学園本館管理棟の解体工事に伴い、アスベスト除去作業の必要が生じたこと及び、新型コロナウイルスやウクライナ情勢の影響による資材の納入延期により工期完了日が令和5年10月31日に変更になったため、補助に要する経費を繰越すもの。					